

改正後	改正前
<p>別紙3-3</p> <p>オーストラリア向けぶどう</p> <p>本文第1（目的及び定義）</p> <p>第1 対象生果実（本文第1の2関係）：オーストラリア向けに輸出するぶどう（<i>Vitis vinifera</i> 及びその交配種（<i>Vitis vinifera</i> hybrids））に属する全ての品種）の生果実</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 検疫対象有害動植物（本文第1の4関係）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 中リスク有害動植物：<i>Drosophila suzukii</i>（オウトウショウジョウバエ）、<i>Monilinia fructigena</i>（灰星病菌）、<i>Monilia polystroma</i>（灰星病菌）、<i>Phakopsora euvitidis</i>（さび病菌）、<i>Daktulosphaira vitifoliae</i>（ブドウネアブラムシ）、<i>Harmonia axyridis</i>（ナミテントウ）、<i>Popillia japonica</i>（マメコガネ）、<i>Aleurolobus taonabae</i>（ブドウコナジラミ）、<i>Crisicoccus matsumotoi</i>（マツモトコナカイガラムシ）、<i>Planococcus kraunhiae</i>（フジコナカイガラムシ）、<i>Planococcus lilacinus</i>（タイワンコナカイガラムシ）、<i>Pseudococcus comstocki</i>（クワコナカイガラムシ）、<i>Eupoecilia ambiguella</i>（ブドウホソハマキ）、<i>Sparganothis pilleriana</i>（テングハマキ）、<i>Tetranychus kanzawai</i>（カンザワハダニ）、<i>Drepanothrips reuteri</i>（アザミウマ科の一種）及び <i>Frankliniella occidentalis</i>（ミカンキイロアザミウマ）</p> <p>本文第2（生産園地・生産施設の登録）</p> <p>第4 生産園地の登録要件（本文第2の1関係）</p> <p>ア （略）</p>	<p>別紙3-3</p> <p>オーストラリア向けぶどう</p> <p>本文第1（目的及び定義）</p> <p>第1 対象生果実（本文第1の2関係）：オーストラリア向けに輸出するぶどう（<i>Vitis vinifera</i> 及びその交配種）に属する全ての品種（<i>Vitis vinifera</i> hybrid））の生果実</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 検疫対象有害動植物（本文第1の4関係）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 中リスク有害動植物：<i>Drosophila suzukii</i>（オウトウショウジョウバエ）、<i>Monilinia fructigena</i>（灰星病菌）、<i>Monilia polystroma</i>（灰星病菌）、<i>Phakopsora euvitidis</i>（さび病菌）、<i>Daktulosphaira vitifokiae</i>（ブドウネアブラムシ）、<i>Harmonia axyridis</i>（ナミテントウ）、<i>Popillia japonica</i>（マメコガネ）、<i>Aleurolobus taonabae</i>（ブドウコナジラミ）、<i>Crisicoccus matsumotoi</i>（マツモトコナカイガラムシ）、<i>Planococcus kraunhiae</i>（フジコナカイガラムシ）、<i>Planococcus lilacinus</i>（タイワンコナカイガラムシ）、<i>Pseudococcus comstocki</i>（クワコナカイガラムシ）、<i>Eupoecilia ambiguella</i>（ブドウホソハマキ）、<i>Sparganothis pilleriana</i>（テングハマキ）、<i>Tetranychus kanzawai</i>（カンザワハダニ）、<i>Drepanothrips reuteri</i>（アザミウマ科の一種）及び <i>Frankliniella occidentalis</i>（ミカンキイロアザミウマ）</p> <p>本文第2（生産園地・生産施設の登録）</p> <p>第4 生産園地の登録要件（本文第2の1関係）</p> <p>ア （略）</p>

- イ 異常果実の除去が行われること。
- ウ 適切な袋かけが行われること。なお、袋かけに用いる袋は、開口部が0.98mm 以下のものを使用し、果実が約8～10mm に達する時期（果実が軟化又は着色し始めるベレーゾン期の前）に、果柄の周囲を隙間なく閉じること。

エ・オ (略)

第5～第7 (略)

本文第3 (選果こん包施設の登録)

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第3の2関係)

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① 選果こん包施設の所在地を示す地図
- ② 選果こん包施設におけるトラップ設置図
(削る)

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件 (本文第3の3の(5)関係)

ア (略)

イ 選果こん包施設の窓等の開口部をシートや網(孔の直径が0.98mm 以下のものに限る。以下同じ。)で覆う等のオウトウショウジョウバエの侵入防止措置が講じられること。

ウ (略)

エ 検疫対象有害植物による病徴の有無、オウトウショウジョウバエ及びその加害痕について確認可能な倍率10倍以上の拡大鏡を有すること。

注意) 対象生果実に係る最終的な選果こん包が行われる前に、登録生産園地の生産者が管理する作業場所等において予備的な選果を行う場合は、当該作業場所等についても選果こん包施設として登録すること。

第10・第11 (略)

- イ 無袋果、破袋果及び異常果実の除去が行われること。
- ウ 適切な袋かけが行われること。なお、袋かけに用いる袋は、開口部が0.98mm 以下のものを使用し、果実が8～10mm に達する時期に、果柄の周囲を隙間なく閉じること。

エ・オ (略)

第5～第7 (略)

本文第3 (選果こん包施設の登録)

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出 (本文第3の2関係)

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① 施設の位置図
- ② 施設の平面図
- ③ オウトウショウジョウバエに係るトラップ調査の説明資料

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件 (本文第3の3の(5)関係)

ア (略)

イ 選果こん包施設の全ての開口部をシートや網(孔の直径は0.98mm 以下のものであること。)で覆う等のオウトウショウジョウバエの侵入防止措置が講じられること。

ウ (略)

(新設)

注意) 対象生果実に係る最終的な選果こん包が行われる前に、登録生産園地の生産者が管理する作業場所等において予備的な選果を行う場合は、当該作業場所等についても選果こん包施設として登録すること。

第10・第11 (略)

本文第4～6 (略)

本文第7 (栽培地検査)

第23の2 (略)

第24 補助員又は登録検査機関の検査等 (本文第7の8関係)

ア 対象有害動植物：黒腐病菌、房枯病菌、灰星病菌 (2種) 及びさび病菌

イ 実施時期及び回数

- ① 落花期から袋かけ期までにおいては、2週間に1回 (削る)
- ② 袋かけ期から収穫期までにおいては、1か月に1回 (ただし、第25による最終検査を除く)

ウ 方法

- ① ほ場調査
1)・2) (略)
3) 袋かけ期以降においては、1) 及び2) の確認に加え、袋の開口部と果柄の間に隙間が無いこと等、袋かけが適切に行われていることの確認を行うものとする。

② (略)

エ 指導

- ① 灰星病 (2種) 及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置 (薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等) を実施するよう、生産園地の管理者 (以下「管理者」という。) に指示するものとする。
- ② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。
- ③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、管理者に対し、当該果実を直ちに除去する又はオーストラリア向けに輸出しないよう指示するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行うよう指示するものとする。

本文第4～6 (略)

本文第7 (栽培地検査)

第23の2 (略)

第24 補助員又は登録検査機関の検査等 (本文第7の8関係)

ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病 (2種) 及びさび病

イ 実施時期及び回数

- ① 落花期から袋かけ期までにおいては、2週間に1回
- ② 袋かけ期においては、1回
- ③ 袋かけ期直後から収穫期までにおいては、1か月に1回 (ただし、第25による最終検査を除く)

ウ 方法

- ① ほ場調査
1)・2) (略)
(新設)

② (略)

エ 指導

- ① 灰星病 (2種) 及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置 (薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等) を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。
- ③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、当該果実を直ちに除去するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行うよう、管理者に指示するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10 関係）
ア 対象有害動植物：黒腐病菌、房枯病菌、灰星病菌（2種）及びさび病菌
イ・ウ（略）
エ その他の必要事項：収穫した対象生果実の袋は、登録選果こん包施設に
搬入するまで除去しないこと。
（削る）

（削る）

本文第8（略）

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）
第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びそ
の措置内容（本文第9の2関係）
ア 有害動植物
① 第24の検査等の場合：黒腐病菌又は房枯病菌
② 第25の検査等の場合：黒腐病菌、房枯病菌、灰星病菌（2種）又はさ
び病菌
イ（略）

本文第11（選果こん包の実施）
第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）
ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9
のアの登録選果技術員を配置するものとする。
（削る）

イ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器（0.98 mm よりも大き

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10 関係）
ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病（2種）及びさび病
イ・ウ（略）
エ その他の必要事項

① 収穫した対象生果実を運搬する容器には、登録生産園地番号を明記す
ること。
② 収穫した対象生果実の袋は、登録選果こん包施設に搬入するまで除去
しないこと。

本文第8（略）

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）
第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びそ
の措置内容（本文第9の2関係）
ア 有害動植物
① 第24の検査等の場合：黒腐病又は房枯病
② 第25の検査等の場合：黒腐病、房枯病、灰星病（2種）又はさび病

イ（略）

本文第11（選果こん包の実施）
第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）
ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9
のアの登録選果技術員を配置するものとする。
イ 登録選果こん包施設の責任者は、当該施設に搬入される対象生果実が登
録生産園地で生産されたものかどうかについて、容器に記載されている登
録生産園地番号と栽培地検査報告書に記載されている登録生産園地番号
を突合することにより確認し、当該登録こん包施設に搬入するものとす
る。
ウ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器を使用するものとす

い通気孔をあける場合は網で覆うこと。)を使用するものとする。なお、非密閉式の容器を使用する場合は、通気孔、こん包全体若しくは束ねたこん包全体を網で覆う又はぶどうをこん包する前に包装材料(通気孔を設けているものにあつては、穴の直径が0.98mm以下のものに限る。)で覆うこと。

ウ こん包に用いる各容器の内側には、ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッド(ピロ亜硫酸ナトリウムが製品重量1kgあたり970g以上含まれている市販のもの)が使用されること。

エ 選果技術員は、次に掲げる内容のトラップ調査を実施し、対象有害動物の捕獲の有無を確認し、トラップ調査結果表(別記様式②)に記録するものとする。

① 対象有害動物：オウトウショウジョウバエ

② 実施時期：オーストラリア向けぶどうの選果こん包実施日

③ 方法：全ての登録選果こん包施設において、次に定める手順に従ってトラップを設置し、選果こん包作業の開始前及び終了後にオウトウショウジョウバエの捕獲の有無を確認するものとする。

(ア) 側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器(250～750ml程度)を使用すること。

(イ) トラップ内に入れる液体は、リンゴ酢原液(JAS規格に定める酢度4.5%以上のもの。以下「誘引剤」という。)を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

(ウ) トラップは、登録選果こん包施設の選果こん包場所に1個以上設置すること。

(エ) トラップは、選果技術員の目の高さ程度の位置に吊り下げること。

(オ) (イ)の誘引剤は、2週間ごとに交換すること。

(削る)

る。なお、非密閉式の容器を使用する場合は、こん包又は束ねたこん包全体を網(網目の最大直径は0.98mm以下)で覆うこと又はぶどうをこん包する前に包装材料(通気孔を設けているものにあつては、穴の直径が0.98mm以下のものに限る。)で覆うこと。

エ こん包に用いる容器の内側は、ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッド(製品ラベルにピロ亜硫酸ナトリウムが製品重量1kgあたり970g以上含まれている(含有率97%以上)旨明記されている市販のもの)が直接ブドウに接触しないよう、プラスチック製のライナーバックで適切に覆われたものであること。

オ 選果技術員は、選果こん包が開始される前に、選果こん包場所に、次に定める手順に従ってトラップを設置し、検査単位ごとの選果開始時及びこん包終了時にショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認すること。

① 側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器(250～750ml程度)を使用すること。

② トラップ内に入れる液体には、リンゴ酢原液(JAS規格に定める酢度4.5%以上のもの)を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。

③ トラップは、登録選果こん包施設の選果こん包場所に2個以上設置し、トラップの相互の間隔は10m以上とすること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

④ トラップは、選果技術員の目の高さ程度の高さに吊り下げること。

オ 選果技術員は、選果により除去された生果実について、検疫対象有害植物による病徴の有無、オウトウショウジョウバエ及びその加害痕について10倍以上の拡大鏡により確認し、確認記録を保管すること。

カ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示するものとする。

① 日本産及びオーストラリア向けの表示 : Product of Japan For Australia

(削る)

② 果実の種類 (Fruit type) : Table grapes

(削る)

③ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered farm)

④ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing house)

キ 登録選果こん包施設で対象生果実の予備的な選果後に、最終的な選果のために当該対象生果実を運搬する場合は、予備的な選果を行った対象生果実を収納する容器に、登録生産園地番号及び予備的な選果を行った登録選果こん包施設の登録番号を明示し、オウトウショウジョウバエの汚染防止措置（対象生果実を収容した容器全体を、網で覆うこと等）を施すものとする。

(削る)

カ 選果技術員は、選果により除去された生果実について、検疫対象有害植物による病徴の有無、オウトウショウジョウバエ及びその加害痕の10倍以上の拡大鏡により確認すること。

キ 対象生果実のこん包の側面には、次に掲げる①を表示し、②～⑤をこん包表示の様式により表示すること。

① オーストラリア向けの表示 (Product of Japan For Australia)

② 輸出者名 (Name of the exporting company)

③ 果実の種類 (Fruit type) : Table grapes

④ こん包年月日 (Packing date)

⑤ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered vineyard)

⑥ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing house)

ク 登録選果こん包施設で対象生果実の予備的な選果後に、最終的な選果のために当該対象生果実を運搬する場合は、予備的な選果を行った対象生果実を収納する容器に、登録生産園地番号及び予備的な選果を行った登録選果こん包施設の登録番号を明示し、オウトウショウジョウバエの汚染防止措置（対象生果実を収容した容器全体を、孔の直径が0.98 ミリメートル以下の網で覆うこと等）を施すものとする。

【こん包表示の様式】

Product of Japan For Australia

Code of registered vineyard	
Code of registered packing house	
Name of the exporting company	
Fruit type	Table grapes
Packing date	

(注) 大きさは横幅8cm以上とする。

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病菌、房枯病菌、灰星病菌（2種）及びさび病菌

イ 措置内容：

① 第 29 エのトラップ調査でオウトウショウジョウバエが発見された場合は、当該確認時に選果こん包を行う予定であった生果実及び選果こん包を行った生果実の輸出の停止及び選果こん包場所の清掃

② 選果時にオウトウショウジョウバエ若しくはその加害痕又は黒腐病、房枯病、灰星病（2種）若しくはさび病の病徴が確認された場合は、対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12～14 （略）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア オーストラリア政府が発行する輸入許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：登録生産園地、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる品種の荷口をまとめて 1 つの検査荷口とすることができる。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

ウ 検査の記録：ショウジョウバエ類及びブドウネアブラムシ以外の検疫対象有害動物が発見された場合、その生死を問わず発見記録を作成及び保存

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病（2種）及びさび病

イ 措置内容：オウトウショウジョウバエ又はその加害痕、黒腐病、房枯病、灰星病（2種）及びさび病の病徴が確認された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12～14 （略）

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

（新設）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：一回の選果こん包作業で取り扱われた対象生果実であって、同一品種のものを 1 つの検査荷口とする。ただし、同一の日に複数回の選果こん包作業が行われた場合であって、各選果こん包作業の終了後に行われるトラップの確認の結果、オウトウショウジョウバエの捕獲が確認されなかった場合については、当該複数回の選果こん包作業を行った日に取り扱われた全ての対象生果実について、品種ごとに 1 つの荷口として取り扱うことができるものとする。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

（新設）

すること。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）

- ア こん包の側面に第 29 のカの表示が記載されていること。
- イ ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッドがこん包の内側に使用されていること。

ウ （略）

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病菌、房枯病菌、灰星病菌（2種）及びさび病菌

イ 措置内容：

- ① オウトウショウジョウバエが発見された対象生果実を生産した登録生産園地及び対象生果実を選果こん包した登録選果こん包施設の登録の取消し
- ② 黒腐病、房枯病、灰星病（2種）又はさび病が発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア オーストラリア政府が発行する輸入許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

ア The fruit in this consignment have been produced under the systems

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）

- ア こん包の側面に第 29 のキの表示が記載されていること。
- イ ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッドが直接ぶどうに接触しないよう、全てのこん包の内側にプラスチック製のライナーバックが適切に使用されていること。

ウ （略）

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病

イ 措置内容：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病並びにそれらの病徴及び食害痕のいずれかが発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

（新設）

- ア 選果こん包実施報告書の写し
- イ 栽培地検査報告書又はその写し
- ウ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

This is, further, to certify that the fruit in this consignment has

approach for *Drosophila suzukii*; and

The systems approach for *Guignardia bidwellii*, *Physalospora baccae*, *Monilinia fructigena*, *Monilia polystroma* and *Phakopsora euvitis*.

イ 登録生産園地及び登録選果こん包施設の登録番号

本文第 17 (略)

本文第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係) : 植物防疫官は、毎年栽培に先立ち、生産者又は生産者団体の責任者及びこん包施設の責任者に対し、対象生果実の検疫条件に関する講習を実施するものとする。

別表 (第 37 関係)

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (房)	抽出量
200 房以下	全房数
<u>201 房以上</u> 300 房以下	200 房
<u>301 房以上</u> 400 房以下	240 房
<u>401 房以上</u> 500 房以下	273 房
<u>501 房以上</u> 600 房以下	300 房
<u>601 房以上</u> 700 房以下	323 房
<u>701 房以上</u> 800 房以下	343 房
<u>801 房以上</u> 900 房以下	360 房
<u>901 房以上</u> 1,000 房以下	375 房
1,001 房以上	600 房

been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of table grapes to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests and regulated articles. The fruit in this consignment has been produced under the systems approach for *Drosophila suzukii* and the systems approach for *Guignardia bidwellii*, *Physalospora baccae*, *Monilinia fructigena*, *Monilia polystroma* and *Phakopsora euvitis*.

(新設)

本文第 17 (略)

本文第 20 (その他)

第 45 その他 (本文第 20 の 2 関係) : 適用しない。

別表 (第 37 関係)

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (個)	抽出量
200 房まで	全房数
300 //	200 房
400 //	240 房
500 //	273 房
600 //	300 房
700 //	323 房
800 //	343 房
900 //	360 房
1,000 //	375 房
1,001 房以上	600 房

別記様式①（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度オーストラリア向けぶどう）

- ・落花期 ～ 袋かけ期
- ・袋かけ期 ～ 収穫期

登録検査機関検査員氏名 _____
 補助員氏名 _____
 植物防疫官氏名 _____

申請者 _____ 品種名 _____ 検査年月日 _____

登録 生産 園地 番号	生産者氏名	生産園 地面積 (a)	補助員又は登録検査機関の検査等		
			袋かけ状況	病虫害発生状況	備考

(注) 対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度オーストラリア向けぶどう）

- ・落花期 ～ 袋かけ期
- ・袋かけ期
- ・袋かけ期直後 ～ 収穫期

登録検査機関検査員氏名 _____
 補助員氏名 _____
 植物防疫官氏名 _____

申請者 _____ 品種名 _____ 検査年月日 _____

登録 生産 園地 番号	生産者氏名	生産園 地面積 (a)	補助員又は登録検査機関の検査等		
			袋かけ状況	病虫害発生状況	備考

(注) 対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。

別記様式② (本文第11の1の(9)関係)

(新設)

トラップ調査結果表 (年度オーストラリア向けぶどう)

選果技術員氏名 _____

登録施設番号 _____

選果こん包年月日	トラップ番号	選果こん包開始前		選果こん包終了後		備考
		確認時間	結果	確認時間	結果	

(注) オウトウショウジョウバエが発見された場合は結果欄に発見された頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。